

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年12月13日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

91, 121

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

669, 505

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	256,574
姫路市	139,354
尼崎市	128,440
明石市	83,960
西宮市	133,069
洲本市	12,108
芦屋市	26,658
伊丹市	55,786
相生市	7,925
豊岡市	21,985
加古川市	72,869
たつの市	20,828
赤穂市	13,029
西脇市	10,960
宝塚市	64,337
三木市	21,103
高砂市	24,681
川西市	43,867
小野市	13,019
三田市	30,383
加西市	11,926
丹波篠山市	11,217
養父市	6,325
丹波市	17,372
南あわじ市	12,814
朝来市	8,139
淡路市	12,153
宍粟市	10,136
加東市	10,719

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,318
多可町	5,615
稲美町	8,526
播磨町	9,516
神河町	3,080
市川町	3,251
福崎町	5,145
太子町	9,255
上郡町	4,135
佐用町	4,560
香美町	4,686
新温泉町	3,896